

大和市告示第64号

大和市障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
大和市障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市障害者グループホーム設置費補助事業費補助金交付要綱

第1条中「神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知）」を「神奈川県の定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）」に、「第2条第1号キ」を「第2条第5号」に、「障害者グループホーム等運営費補助事業」を「障害者グループホーム運営事業」に改める。

第2条中「神奈川県の定める障害者生活ホーム設置運営要綱（昭和60年4月1日施行。以下「設置運営要綱」という。）第1条に規定するグループホーム」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業者であって、同法第36条第1項の規定による指定を受けたもの」に改める。

第3条中「神奈川県市町村事業推進交付金交付要領（平成26年4月1日施行）」を「神奈川県の定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行）」に、「別表、7 障害者グループホーム等運営費補助事業であって、1 設置費」を「別表5 障害者グループホーム運営事業のうち、設置費（初度調弁）」に改める。

第4条第1項中「、7 障害者グループホーム等運営費補助事業」を「5 障害者グループホーム運営事業」に、「交付対象経費」を「補助対象経費」に、「交付基準額」を「補助基準額」に改める。

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

申請者は、規則第4条に規定する書類のほか、神奈川県の定める市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）（平成31年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第5条の事業実施届を市長に提出しなければならない。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「証する書類」の次に「及び実施要領第7条の事業実施状況届」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者が補助事業を変更し、中止し、又は廃止したときは、規則第8条第1項に規定する書類のほか、実施要領第6条の事業変更（中止・廃止）届を、速やかに市長に提出しなければならない。

別表中「第12条」を「第13条」に改め、同表第1号様式の項中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。